

輸入検査において規則改正までの当面の措置として実施する内容

検疫有害動植物	地域	植物	検査方法
バナナネモグリセンチュウ (<i>Radopholus similis</i>)	中華人民共和国	規則別表1の2の7の項に掲げる植物及びアヌビアス属 (<i>Anubias</i> spp.) の地下部であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、地下部を検査し、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施する。線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じてPCR法を実施する。
	規則別表1の2の7の項に掲げる国又は地域	アヌビアス属 (<i>Anubias</i> spp.) の地下部であって栽培の用に供するもの。	
<i>Meloidogyne enterolobii</i>	台湾、ケニア、ニジェール共和国及びナイジェリア	規則別表1の2の8の項に掲げる植物並びにバオバブ (<i>Adansonia digitata</i>)、ヒロセレウス属 (<i>Hylocereus</i> 属)、ビルソニマ・キドニーフォリア (<i>Byrsonima cydoniifolia</i>)、なんごくいぬほおずき (<i>Solanum scabrum</i>)、ステノケレウス・クエレタロエンシス (<i>Stenocereus queretaroensis</i>)、シロギニアヤム (<i>Dioscorea rotundata</i>) 及びしょうが (<i>Zingiber officinale</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、地下部を検査し、地下部にこぶ (gall) 又はこぶと疑われる部位 (以下「こぶ」という。) が認められた場合は、以下の対応を実施する。 (1) 実体顕微鏡下でこぶの切開を行い、 <i>Meloidogyne</i> 属雌成虫の存在の有無を確認。 (2) 地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施。 (3) (1) 又は (2) の結果、 <i>Meloidogyne</i> 属の線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じてPCR法を実施する。
	規則別表1の2の8	バオバブ (<i>Adansonia digitata</i>)、ヒロセ	

	の項に掲げる国又は地域	レウス属 (<i>Hylocereus</i> 属)、ビルソニマ・キドニーフォリア (<i>Byrsonima cydoniifolia</i>)、なんごくいぬほおずき (<i>Solanum scabrum</i>)、ステノケレウス・クエレタロエンシス (<i>Stenocereus queretaqroensis</i>)、シロギニアヤム (<i>Dioscorea rotundata</i>) 及びしょうが (<i>Zingiber officinale</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	
<i>Phytophthora kernoviae</i>	チリ	規則別表 1 の 2 の 11 の項に掲げる植物の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状 (葉枯れ等) 又は症状の疑いがあるものを発見した場合は、LAMP法を実施する。
<i>Phytophthora ramorum</i>	ルクセンブルク及びポルトガル	規則別表 1 の 2 の 12 の項に掲げる植物の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供するもの。	
スイカ果実汚斑細菌病菌 (<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>)	韓国及び規則別表 2 の 2 の 19 の項に掲げる国又は地域	規則別表 2 の 2 の 19 の項に掲げる植物の生植物 (種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状 (暗緑色のえそ斑や水浸等) 又は症状の疑いがあるものを発見した場合は、イムノクロマト法を実施し、擬陽性又は陽性を示した場合、LAMP法を実施する。

<i>Xylella fastidiosa</i>	スペイン	「 <i>Xylella fastidiosa</i> を対象とした暫定的な措置の対象となる植物」(参考資料)の植物及び規則別表2の2の23項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状(葉枯れ、枝枯れ、枝幹根断面導管部におけるゴム状物質の形成等)の疑いのあるものを発見した場合は、リアルタイムPCR法を実施する。
	規則別表2の2の23項に掲げる国又は地域	参考資料の植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	
ジャガイモやせいもウイルス(<i>Potato spindle tuber viroid</i>)	スペイン及びメキシコ	規則別表2の2の24項に掲げる植物の種子であって栽培の用に供するもの及び生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの。	<p>(1) 種子について 検査単位ごとに栽培の用に供する種子(試験研究用(品種改良用を含む。)及び商業用に輸入されるものに限る。)400粒について、リアルタイムRT-PCR法を実施する。</p> <p>(2) 苗について 検査1件あたり抽出量の1%(抽出量の1%が確保できない場合は最低1葉)の若葉をサンプリングし、針刺し法により汁液採取後、リアルタイムRT-PCR法を実施する。</p>
<i>Pepino mosaic virus</i>	トルコ及びモロッコ	規則別表2の2の25項に掲げる植物の種子であって栽培の用に供するもの、並びにめぼうき(<i>Ocimum basilicum</i>)及び規則別表2の2の25項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの。 なお、青果物として輸入されるめぼうき	<p>(1) 種子について 検査単位ごとに栽培の用に供する種子(試験研究用(品種改良用を含む。)及び商業用に輸入されるものに限る。)400粒について、RT-PCR法を実施する。</p> <p>(2) 苗について 検査1件あたり1%(抽出量の1%が確保でき</p>

		は、対象に含まれないこととする。	ない場合は最低1葉)の若葉をサンプリングし、RT-PCR法を実施する。
	規則別表2の2の25項に掲げる国又は地域	めぼうき (<i>Ocimum basilicum</i>) の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの。 なお、青果物として輸入されるめぼうきは、対象に含まれないこととする。	